

西宮市立中央病院中央放射線部運営委員会要綱

(設置)

第1条 西宮市立中央病院中央放射線部（以下「中放部」という。）の業務の円滑な運営を図るため中放部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 運営委員会の業務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中放部業務の企画調整に関すること。
- (2) 中放部業務の円滑な実施に必要な連絡調整に関すること。

(委員)

第3条 運営委員会は、放射線科部長、医師5名、看護部1名、放射線科技師長、放射線科係長、放射線主任技師をもって構成する。

2 前項に掲げる者のほか、運営委員会は必要に応じ臨時に委員を委嘱することができる。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は必要に応じ適宜開催する。

2 中放部部長は前項の会議を招集し、主宰するとともに運営委員会を統轄する。

(細則)

第5条 この要綱の実施にあたり必要な細則は運営委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和58年9月1日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程30条による改正付則）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。